

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案について

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための 国民年金法等の一部を改正する法律案(平成24年3月30日提出)

<主要項目>

- (1) 年金制度の最低保障機能の強化を図り、併せて、年金給付の重点化・効率化を図る観点から、受給資格期間の短縮、低所得者等への年金額の加算、高所得者の年金額の調整を行う。
(税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成27年10月から施行)
- (2) 基礎年金国庫負担1/2が恒久化される特定年度（平成16年改正法で「別に法律で定める年度」と規定）を平成26年度と定める。（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行）
- (3) 平成24年度に発行する交付国債の償還に関する事項（今国会に提出済みの国民年金法等改正法案で「別に法律で定める」と規定）を定める。（公布日から施行）
- (4) 短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。（平成28年4月から施行）
- (5) 厚生年金、健康保険等について、次世代育成支援のため、産休期間中の保険料免除を行う。
(2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行)
- (6) 遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。（税制抜本改革の施行時期にあわせ、平成26年4月から施行）

※ (1)～(3)、(6)については、税制抜本改革により得られる税収（消費税収）を充てる。

受給資格期間の短縮について

<改正内容>

- 納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えていくという視点から、老齢基礎年金の受給資格期間を10年に短縮する。

(対象となる年金)

老齢基礎年金、老齢厚生年金、退職共済年金

寡婦年金

上記に準じる旧法老齢年金

- 現在、無年金である高齢者に対しても、改正後の受給資格期間を満たす場合には、経過措置として、施行日以降、保険料納付済期間等に応じた年金支給を行う。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(参考)65歳以上の無年金者(約42万人)の納付済み期間の分布

| 納付済 期間 | 10年未満 | 10年以上 15年未満 | 15年以上 20年未満 | 20年以上 25年未満 | 計 |
|-----------|-------|----------------|----------------|----------------|------|
| 割合 | 59% | 19% | 15% | 6% | 100% |

※端数処理のため合計が一致しない。

(平成19年(旧)社会保険庁調べ)

低所得者等への加算について

<改正内容>

- 年金制度の最低保障機能の強化を図る観点から、低所得である老齢基礎年金受給者に対して、福祉的な加算を行う。加算額は、次の①、②の合算額とする。
 - ①定額加算：老齢基礎年金に、月額6千円を加算する。
 - ②免除期間加算：過去の免除期間について、老齢基礎年金の満額の1／6相当額(※1)を加算する。
- (※1) 免除期間の年金額は、平成20年度以前の分は1／3で計算されており、平成21年度以降の分は1／2で計算されていることから、その差に相当する割合として設定。
- 低所得者の範囲は、家族全員の市町村民税が非課税であり、かつ、年金収入及びその他所得金額が老齢基礎年金の満額以下である者(※2)とする。
 - (※2) 介護保険制度の保険料設定における「低所得者区分2」に相当する者。推計約500万人。
 - (※3) 具体的な範囲は政令で定める予定。
- 老齢基礎年金受給者への加算に併せ、障害基礎年金についても、2級で月額6千円、1級で月額7.5千円の加算を行う。遺族基礎年金も月額6千円の加算を行う。ただし、加算部分について所得制限を設ける。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行。(平成27年10月)。

| 類型 | 加算額 |
|-------------------------------|------------------------|
| 40年納付者(基礎年金6.4万円) | 6,000円 |
| 20年納付+10年免除+10年未納者(基礎年金3.7万円) | 6,000円 + 2,666円(免除加算) |
| 40年免除者(基礎年金2.1万円) | 6,000円 + 10,666円(免除加算) |

高所得者の年金額の調整について

<改正内容>

- 低所得者等への加算の導入と合わせて、世代内及び世代間の公平を図る観点から、高所得の基礎年金受給者の老齢基礎年金額について、国庫負担相当額を対象とした支給停止を行う。
- 老齢基礎年金受給者について、所得550万円(年収850万円相当)を超える場合に、老齢基礎年金額の一部の支給停止を開始し、所得950万円(年収1300万円相当)以上の者については、老齢基礎年金額の半額(最大3.2万円)を支給停止する。
(注1) 所得550万円(年収850万円) : 標準報酬の上位約10%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.9%に当たる年収)
所得950万円(年収1300万円) : 標準報酬の上位約2%に当たる収入(老齢年金受給権者のうち、上位約0.3%に当たる年収)
(注2) 具体的な範囲は政令で定める予定。
- 災害等による所得の減少により、支給停止を行う事が適当でないと認められる場合には、支給停止を解除する配慮措置を設ける。
- 税制抜本改革の施行時期にあわせて施行(平成27年10月)。

(支給停止のイメージ)

老齢基礎年金

6.4万円
(満額)

3.2万円
(満額の場
合の国庫負
担相当額)

0.6%
(約16.2万人)
0.3%
(約8.1万人)

支給停止

所得550万円未満の者(老齢年金受給者の約99%)については、
支給停止は行わない。 4

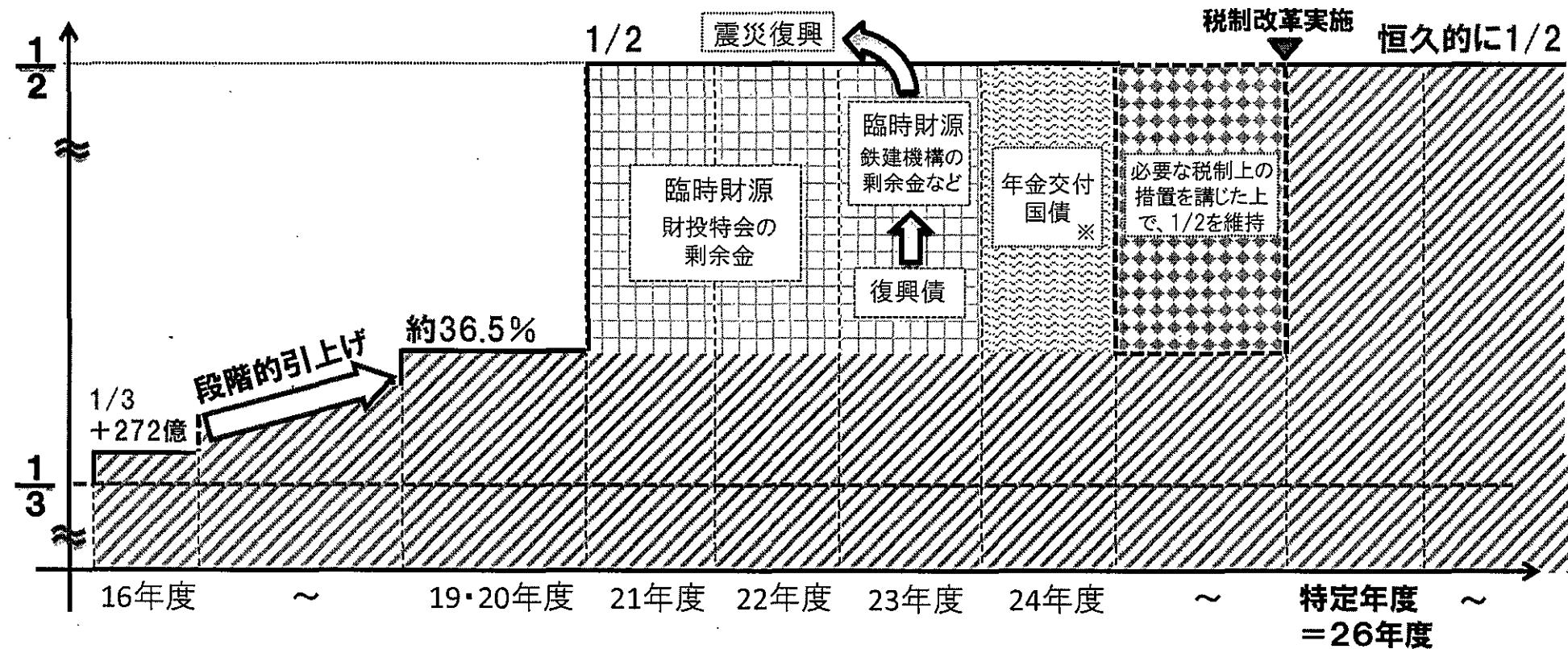
所得550万円
(年収850万円)

所得950万円
(年収1300万円)

特定年度(基礎年金国庫負担1/2を恒久化する年度)

<改正内容>

- ・現行の年金法の基礎年金国庫負担については、税制の抜本的な改革により所要の安定財源の確保が図られる年度として、『特定年度』を法律で定めることで、その年度以降、恒久的に基礎年金国庫負担割合1/2が達成されることになっている。
- ・今般の社会保障・税一体改革では、平成26年度からの消費税増税(8%)により得られる税収を、基礎年金国庫負担1/2の維持に充てることとしており、『特定年度』を『平成26年度』と定める改正を行う。



※ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日閣議決定)で措置。

交付国債の償還に関する事項

＜改正内容＞

- ・平成24年度の基礎年金国庫負担について、交付国債の発行・交付により、1/2と36.5%の差額を負担することとしている。
(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(平成24年2月10日に閣議決定))
- ・この交付国債については、税制抜本改革により得られる税収(消費税収)を償還財源として充てることとしており、今般、税制抜本改革法の提出に併せて提出する本法案で、具体的な償還に関する事項を定める。

《参考》 平成24年度の交付国債の償還期間及び償還額

| 発行額 | 償還期間 | 毎年の償還額 |
|--------------------------|-------------|----------|
| 元本(約2.6兆円)及び運用収入相当額で約3兆円 | 平成26年度から20年 | 約1,500億円 |

- ① 債還財源には、税制抜本改革により確保される財源(消費税収)を充てる。
- ② 運用収入相当額は、上記の償還期間を踏まえ設定。具体的には、元本額を各年限ごとの譲渡可能な国債に投資したと仮定して計算。
- ③ 每年の償還額は、発行額(元本+②の運用収入相当額)を上記の償還期間で除して算出。

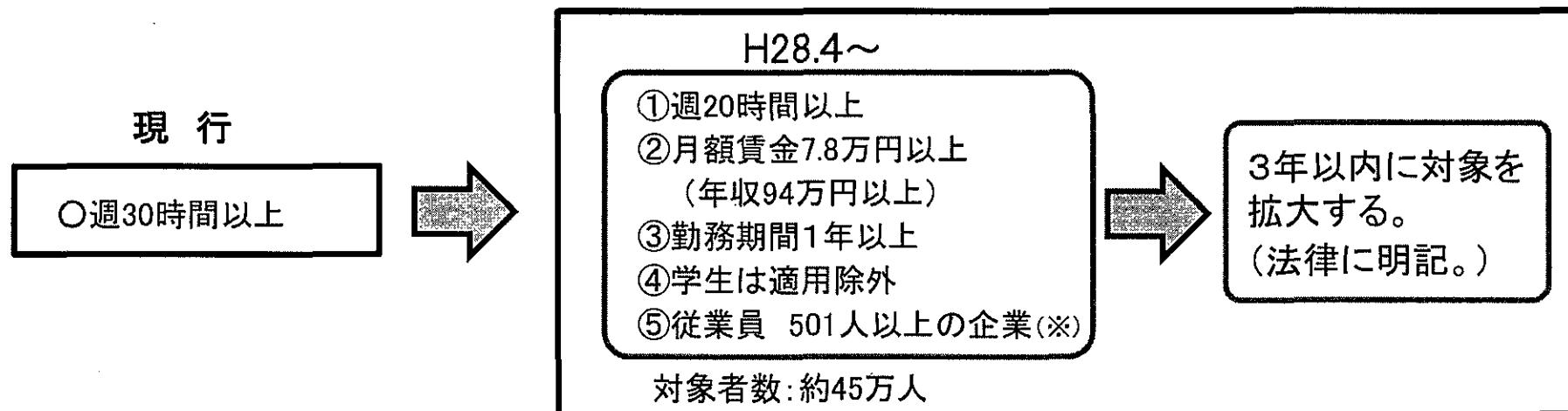
短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大

【適用拡大の考え方】

- 被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正。
- 社会保険制度における、働く方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

《具体案》

短時間労働者への適用拡大



(※)現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定。

(参考)平成19年法案の概要(被用者年金一元化法案。自公政権時に提出し、平成21年7月21日衆議院解散により審議未了で廃案。)

① 週20時間以上、②月額9.8万円以上、③勤務期間が1年以上、④学生は適用除外、⑤従業員301人以上

対象者数: 約10～20万人

《影響緩和措置》

- 短時間労働者など賃金が低い加入者が多く、その保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期支援金・介護納付金の負担について、被用者保険者間で広く分かち合う特例措置を導入し、適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和する。

産休期間中の保険料免除

<改正内容>

○次世代育成支援の観点から、産前産後休業を取得した者に、育児休業同様の配慮措置を講ずる。

【産前産後休業期間中の保険料徴収の特例】

・産前産後休業期間(※)中の厚生年金保険料を免除する。

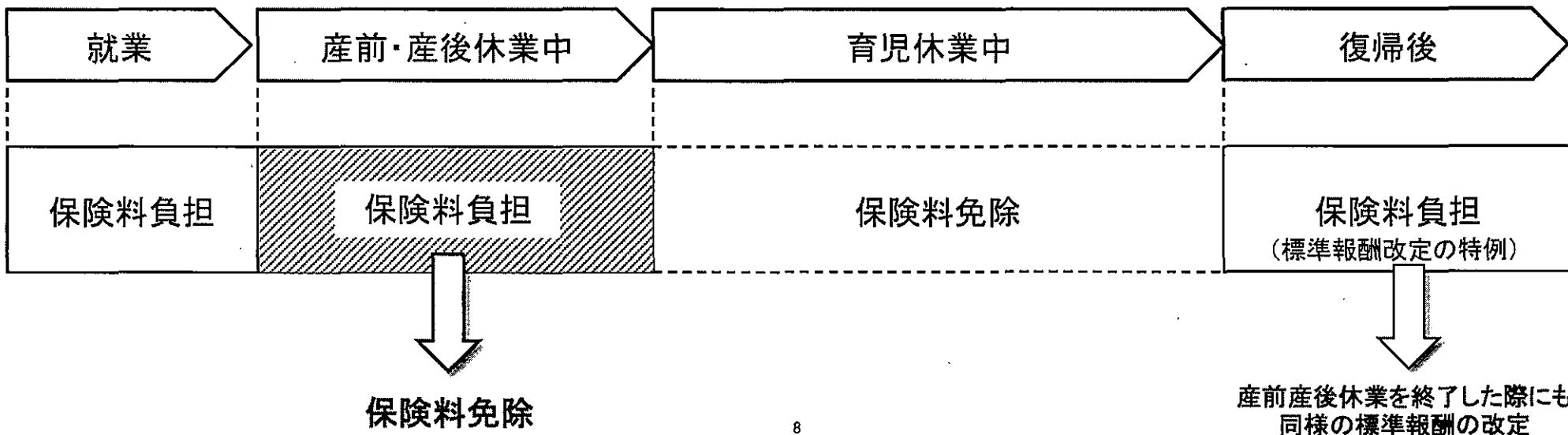
(※) 産前6週間(多胎妊娠の場合14週間)、産後8週間のうち、被保険者が労務に従事しなかった期間。

【産前産後休業を終了した際の標準報酬の改定】

・産前産後休業終了後に育児等を理由に報酬が低下した場合に、定時決定まで保険料負担が改定前のものとならないよう、産前産後休業終了後の3ヶ月間の報酬月額を基に、標準報酬月額を改定する。

(※) 育児休業終了後についても、同様の措置あり。

【現行と改正後の保険料負担のイメージ】



遺族基礎年金の父子家庭への拡大およびその他の制度改善事項について

○遺族基礎年金の父子家庭への拡大

- ・ 遺族基礎年金の支給対象を「子のある妻」ではなく、「子のある配偶者」とする。「子のある夫」の追加。)
- ・ 被扶養者である第3号被保険者(いわゆる専業主婦)が死亡した場合には、遺族基礎年金を支給しないこととする。
(※ 政省令等により措置予定。)

○ 未支給年金の請求範囲の拡大

- ・ 年金受給者が死亡した場合、死亡月分の年金については、受取人がいないこととなるが、その受給者と生計を同じくする一定範囲の親族に限り、年金が一身専属の権利であり、他の人が代わって受け取ることができないことの例外として、当該親族が「未支給年金」として受給を請求することができる。
- ・ この未支給年金を請求することができる親族の範囲を、現在の範囲(生計を同じくする2親等以内の親族)から、生計を同じくする3親等以内の親族(甥、姪、子の配偶者等)までに拡大する。

○ 国民年金保険料免除に係る遡及期間の見直し

- ・ 国民年金保険料免除の遡及期間について、現行では、直近の7月までの遡りとなっているが、保険料の納付が可能である過去2年分まで、遡及して免除を行うことができるようとする。

○ その他の制度改善事項

- ・ 繰下げ支給の年金を70歳を過ぎて請求した場合にも、請求時からでなく70歳時から支給
- ・ 障害年金の額改定請求に係る1年間の待機期間について、障害の程度が明らかな場合の特例創設
- ・ 付加保険料の納付期間の延長(翌月末ではなく通常の保険料同様2年間とする。)
- ・ 免除期間に係る保険料の取扱いの改善(前納してから免除対象になった場合の将来期間分の還付等)
- ・ 国民年金に任意加入したが保険料納付を行わなかった期間を任意加入しなかった期間同様に合算対象期間に算入 等

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

公的年金制度の最低保障機能の強化のため、低所得者等の老齢基礎年金等の額の加算、高所得者の老齢基礎年金の支給停止及び受給資格期間の短縮を行うとともに、産前産後休業期間中の厚生年金保険の保険料免除、短時間労働者への厚生年金保険の適用拡大等の所要の措置を講ずるほか、基礎年金の国庫負担割合を二分の一とするための安定した財源の確保が図られる年度を定める等の所要の措置を講ずること。

第二 国民年金法の一部改正

一 受給資格期間の短縮

老齢基礎年金の受給資格期間を二十五年から十年に短縮するものとすること。 (国民年金法第二一十六条)

二 条關係(一)

一 老齢基礎年金、障害基礎年金及び遺族基礎年金の額の加算

被保険者及び被保険者であった者の所得の分布状況等を勘案して政令で定める基準に該当する受給権者は、老齢基礎年金の額の加算に係る特例の請求ができるものとし、請求した月の翌月から翌年の七月

までの月分の老齢基礎年金の額は、七万一千円に改定率を乗じて得た額と保険料免除期間の月数に応じた額を合算した額を加算したものとすること。障害基礎年金及び遺族基礎年金についてもこれに準じた特例の請求ができるものとすること。 (国民年金法第二一十七条の六、第二二十三条の三及び第三十九条の三関係)

二 老齢基礎年金の高額所得による支給停止

1 受給権者の所得が、平均的な所得に比して高額な所得に相当する一定の金額を超えるときは、老齢基礎年金の額の二分の一を上限に、老齢基礎年金の支給を停止するものとすること。 (国民年金法第二一十九条の二関係)

2 1の支給停止は、受給権者が震災等により損害を受けた場合又は失業等の事由により所得の減少が見込まれる場合等に該当するときは、行わないものとすること。 (国民年金法第二十九条の三関係)

四 遺族基礎年金の支給対象の拡大

遺族基礎年金について、被保険者又は被保険者であった者の子のある配偶者又は子に支給するものとすること。 (国民年金法第三十七条関係)

五 その他所要の改正

第三 厚生年金保険法の一部改正

一 短時間労働者への適用拡大

一週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満であるもの又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満であるもののうち、次の1から4までの要件に該当するものは、厚生年金保険の被保険者であるものとする」と。(厚生年金保険法第十二条関係)

- 1 一週間の所定労働時間が二十時間以上であること。
- 2 当該事業所に継続して一年以上使用されることが見込まれること。
- 3 報酬（最低賃金法で賃金に算入しないものに相当するものを除く。）の月額が七万八千円以上であること。
- 4 学生等でないこと。

二 受給資格期間の短縮

第一の二に準じた改正を行う」と。(厚生年金保険法第四十二条関係)

三 産前産後休業期間中の保険料免除

産前産後休業期間について、申出により、事業主及び被保険者の保険料を免除するものとする」と。

(厚生年金保険法第八十一条の二の二関係)

四 その他所要の改正

第四 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 平成二十四年度の基礎年金の国庫負担に係る国債（以下「年金交付国債」という。）の償還（国民年金法等の一部を改正する法律附則第十四条の五、第十四条の六、第三十二条の五及び第三十二条の六関係）

- 1 年金積立金管理運用独立行政法人は、平成二十六年度以後の各年度において、発行額面金額の総額を二十で除して得た額を基準として当該各年度ことに政令で定める額を限り、年金交付国債の償還の請求をすることができるものとする」と。
- 2 政府は、1による償還の請求を受けたときは、速やかに、その償還をしなければならないものとす

二 特定年度の定め

基礎年金の国庫負担割合二分の一を維持するための所要の安定した財源の確保が図られる年度を平成二十六年度とする」と。(国民年金法等の一部を改正する法律附則第十三条第七項関係)

第五 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律の一部改正

年金交付国債については、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律(平成二十四年法律第 号)の公布の日から発行できるものとす」と。(国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律附則第三条、第六条及び第七条関係)

第六 関係法律の一部改正

一 私立学校教職員共済法及び健康保険法について、第三の一に準じた改正を行う」と。

二 國家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法について、第三の二及び四に準じた改正を行う」と。

三 國家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、健康保険法及び船員保険

法について、第三の三に準じた改正を行う」と。

四 國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律について、第四の一に準じた改正を行う」と。

五 國家公務員共済組合法等の一部を改正する法律、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律について、第四の二に準じた改正を行う」と。

六 高齢者の医療の確保に関する法律について、短時間労働者など賃金が低い加入者が多いことからその保険料負担が重い医療保険者に対し、その負担を軽減する観点から、賃金が低い加入者の後期高齢者支援金の負担に関して被用者保険問で広く分かち合う特例措置を導入し、短時間労働者への健康保険の適用拡大によって生じる保険者の負担を緩和するものとする」と。

七 介護保険法について、介護納付金に関し、六に準じた改正を行う」と。

第七 施行期日

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行するものとする」と。ただし、次に

掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとする。」。

一 第四の一及び第六の四 の法律の公布の日

一 第五 この法律の公布の日又は社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の公布の日のいずれか遅い日

三 第二の四、第四の一及び第六の五 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律の施行の日

四 第二の五、第三の三及び四並びに第六の二（第二の四に準じた改正に係る部分に限る。）及び三 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三の一並びに第六の一、六及び七 平成二十八年四月一日

第八 検討等

一 政府は、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、基礎年金の最低保障機能の強化その他の事項について総合的に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」と。

- 一 政府は、平成三十一年三月二十日までの間に短時間労働者に対する厚生年金保険及び健康保険の適用範囲を更に拡大するための法制上の措置を講ずること。
- 第九 経過措置等
- 一 経過措置

1 当分の間、通常の労働者及びこれに準ずる者を常時五百人を超えて使用する事業主以外の事業主に使用される七十歳未満の者であって、一週間の労働時間が同一の事業所に使用される通常の労働者の一週間の所定労働時間の四分の三未満であるもの又は一月間の所定労働日数が同一の事業所に使用される通常の労働者の一月間の所定労働日数の四分の三未満であるものについては、厚生年金保険の被保険者としないものとする」と。（附則第十七条関係）

2 その他所要の経過措置を設ける」と。（附則第四条から第十六条まで、第十八条から第五十三条まで関係）

一 関係法律の整備

その他関係法律について、所要の改正を行う」と。（附則第五十四条から第七十条まで関係）

